

# 2011年度年次大会

## 越境する知と日本

日時 : 2011年12月10日(土) 10:30 ~ 17:30 (10時受け付け開始)

会場 : 専修大学神田キャンパス 7号館 731教室

午前の部「マルクス主義と戦後日本の知的状況」

司会者

源川真希氏 (首都大学東京)

報告者

加藤哲郎氏 (早稲田大学)

討論者

安田常雄氏 (国立歴史民俗博物館)

午後の部「知のトランスナショナル・ヒストリー」

司会者

植村秀樹氏 (流通経済大学)

報告者

黒崎輝氏 (福島大学)

金富子氏 (東京外国語大学)

伊藤正直氏 (東京大学)

討論者

岩崎稔氏 (東京外国語大学)

五野井郁夫氏 (立教大学)

<報告要旨>

午前の部

## 日本マルクス主義はなぜ「原子力」にあこがれたのか

加藤哲郎（早稲田大学）

1 学会当日の私の報告は、以下のように構成してあった。

- ① 日本の核エネルギー——「まだ70年」か「もう70年」か？
- ② マルクス主義政党の「原子力の平和利用」の夢と70年後の現実——ソ連評価の変遷との近似性（戦時原爆開発の評価、原水禁運動と原発の同時出発、生成期＝技術的未成熟論、ドイツのような緑の党の欠如）
- ③ 社会科学者の夢——平野義太郎の平和利用論と「資本主義の全般的危機」「社会主義＝平和勢力」論（講座派と近代化論の生産力競争、4大矛盾・3大革命勢力論）
- ④ 自然科学者の夢——「共産党の70年」を凝縮・先取りした伝道師・武谷三男（1911-2000）の10年（「純粋科学」＝研究・実験・実用化・本格的利用段階の分節化の無力）
- ⑤ 戦後日本民衆の「原子力」に託した夢□□——「悔恨共同体」「無念共同体」と「無謬共同体」の遺産（丸山眞男、竹内洋のどちらにも入らない「非転向」マルクス主義）、

2 報告のポイントは②④で、日本における原子力発電導入と併行し、ビキニ水爆第五福竜丸事件を契機に原水禁運動が高揚する1950年代末まで、「原子力の平和利用」の言説史・理論史を整理し、マルクス主義物理学者武谷三男と日本共産党に焦点をあてて、「日本マルクス主義から、なぜ高木仁三郎・小出裕章が生まれなかったのか」を問題にした。

ところが当日、予定されたもう一人の報告者が欠席で、主催者より報告時間延長を求められた。急遽パワーポイントに入れてあった1961年以降の日本共産党の原子力政策、「社会主義の防衛的核」をめぐる原水禁運動の分裂、1970年代以降の原水禁運動と反原発市民運動の関係、1979年スリーマイル島・86年チェルノブイリ原発事故への日本の平和運動の対応、森滝市郎から高木仁三郎・小出祐章にいたる「核と人類は共存できない」という思想と福島原発事故後も「原子力の平和利用の可能性」にこだわる日本共産党が対立する理論的根拠にまで、話を広げることになった。

3 これら多岐にわたる論点提示の前提にあったのは、歴史学研究会編『東日本大震災・原発事故と歴史学』（青木書店）所収の拙稿「占領下日本の『原子力』イメージ——原爆と原発にあこがれた両義的心性」及び早稲田大学20世紀メディア研究所『イ

『テリジェンス』第12号（文生書院）掲載「占領下日本の情報宇宙と『原爆』『原子力』—— プランゲ文庫のもうひとつの読み方」で論じた、プランゲ文庫「占領期新聞・雑誌情報データベース」の記事・論文約5000点から抽出した民衆の「原爆・原子力」イメージである。それは広島「あとむ製菓」の滋養強壮薬「ピカドン」や手塚治虫「鉄腕アトム」に象徴されるように、一方で原爆の威力を憎み呪い、他方で「平和利用」に生命力回復や経済復興・近代化の夢を託す、両義的な心性であった。それは戦前・戦中の原爆・原子力観とも連続していた。

もう一つは、高木仁三郎『原子力神話からの解放』（講談社文庫）の「日本を滅ぼす9つの呪縛」に触発され、報告者が「10の原爆・原発神話」として歴史的再検討を始めた、①原爆はナチス・ドイツへの必要悪、②原爆で早期終戦・犠牲最小化、③日本は唯一の被爆国、④原子力時代＝第3の火、⑤国連・国際管理で平和利用できる、⑥科学者の良心で統御可能、⑦社会主義の核は平和のために防衛的、⑧核兵器は抑止力、原発は潜在的抑止力、⑨日本人の核アレルギー、⑩占領期原爆報道の消滅、特に⑥⑦⑩の検証だった。なお、当日の報告レジメ・配付資料、及び報告時間延長により付加した論点の典拠資料とデータ・参考文献は、報告者のウェブページ「ネチズンカレッジ」にpdfファイル（<http://members.jcom.home.ne.jp/katote/marxatom.pdf>）で収録されている。

4 私の報告の内容上の要点は、以下の通りである。

（1）戦後日本のマルクス主義における「原爆・原子力」観の基礎をつくったのは、その「専門性」ゆえに、核物理学者で「三段階論」「技術＝客観的法則性の意識的適用」説の提唱者武谷三男であった。武谷は、日独伊ファシズムを倒した原爆の「反ファシヨ的性格」を強調し、物理学者たちによる「原子力解放の歴史的偉業」を讃え、レーニンの「共産主義＝ソヴェト権力プラス電化」から「民主主義革命のための科学技術の計画的・積極的動員」と「原子爆弾が将来の戦争防止の有力な契機」であることを述べた。

（2）「原子力の平和利用」は、軍部主導の戦時原爆開発にたずさわった科学者たちによって占領期から提唱された。仁科芳雄、嵯峨根遼吉と共に武谷はその中心にあり、盟友坂田昌一と共に民主主義科学者協会（民科）、日本学術会議を通じて湯川秀樹・朝永振一郎らをも巻き込み、「自主・民主・公開」三原則の原子力基本法成立に大きな影響を与えた。

（3）マルクス主義政党たる日本共産党は、「平和勢力」ソ連の核開発と武谷・民科の理論的影響下に「原子戦争反対」と「原子力の平和利用」を唱えた。特に1949年ソ連核実験成功・中国革命勝利の直後、徳田球一「原爆パンフ」は「なぜ資本主義では原子力は平和的に使えないか、なぜソ同盟では平和的につかえるか」を定式化し、第

一に荒野の開墾・開墾、第二に帝国主義の核使用への抑止力として、いわば「原爆の平和利用」を訴えた。

(4) 武谷自身は、共産党の50年分裂からスターリン批判・ハンガリー民衆蜂起を背景に、直接には第五福竜丸ビキニ被爆とソ連の水爆実験に直面して、「水爆は平和利用できない」「社会主義の核でも放射能汚染は進む」ことを認識し、折から中曽根康弘・正力松太郎の暗躍で始まった日本の原発導入・実用化には反対の立場を貫いた。「原子力時代」は理論的に可能だが現実にはまだ「原水爆時代」だとし、「平和利用」を「見果てぬ夢」に棚上げして「安全性」や「小国主義」から反原発運動に入る。なお当日質問の出た「新左翼」、例えば黒田寛一も同様の理論的立場で、社会党は1970年頃まで原発推進政策を保持する。

この点をウェブ上では「武谷三男の立場の変遷」として、以下のようにまとめてある。

① 武谷三男は、敗戦直後から日本共産党の科学技術政策に関わり、原爆の「反ファシヨ的性格」から「原爆研究の平和利用」を説き、徳田球一・志賀義雄ら党幹部の原爆・原子力観（「原爆の平和利用」）に大きな影響を与えた。「原子力時代」「原子力の平和利用」の論点を先取りし、理論的根拠を提供し、しかも占領期論壇における「原子力」専門家として党外でも大きな啓蒙的役割を果たした。坂田昌一・伏見康治と共に民主主義科学者協会の「原子力の平和利用」観をまとめあげ、湯川秀樹・朝永振一郎らとの架け橋になり、公選制の日本学術会議で「三原則」を採択する上で決定的役割を果たした。

② しかし自分自身は、日本共産党の分裂、核物理学者共同体の分裂（特に伏見康治の民科離反と茅誠司・藤岡由夫への接近）、実際の原子力予算・原子力基本法運用に失望し、ソ連の水爆実験・放射能汚染拡散以後、スターリン批判とハンガリー蜂起の衝撃も重なり、ソ連を「軍事的戒厳令的社会主義」と規定することになった。「原子力時代」の夢を先送りし、なお「原水爆時代」であるとして、原水爆禁止運動・原発反対住民運動・第三世界運動に関わるようになり、安全性や許容量の考え方の啓蒙に力点を移した。

③ ただし「原子力の平和利用」との原理的決別にはいたらず、そのことが、後に一緒に原子力資料情報室を立ち上げる（1975年）高木仁三郎らとの関係に影を落とす。武谷三男は、自らが重要な役割を果たした日本共産党の原子力政策が2011.3.11まで70年をかけて屈折・修正していく「原子力の平和利用」の論拠喪失過程を、戦後10年余りで体験し、駆け抜け、「卒業」していった。

(5) 日本共産党の方は、1955年六全協期の武谷「転向」後も、「社会主義の防衛的核」「平和利用の可能性」に固執し続けた。1961年綱領決定時の「原子力問題にかんす

る決議」は、「帝国主義と独占体の支配のもとでは、軍事的利用が中心におかれ、それへの努力が陰に陽に追求され、平和的利用は大きく制限される。……原子力のもつ人類のあるゆる技術的可能性を十分に福祉に奉仕させることは、人民が主権をもつ新しい民主主義の社会、さらに社会主義、共産主義の社会においてのみ可能である。ソ連における原子力の平和利用はこのことを示している」とした。この決議は今日でも共産党の政策的出発点とされる。

(6) 共産党は幾度か「原子力の平和利用」から撤退するチャンスがありながら、その自称「科学的社会主義」ゆえに、転換することができなかった。以下は、ウェブ上に掲げた4つの転機＝「1961年綱領後のJCP『原子力の平和利用』論の修正・形骸化過程」である。詳しくは前述pdfファイルを参照されたい。

(第1の転機) 1960年代「社会主義の防衛的核＝原爆の平和利用、抑止力」に固執し、ソ連・中国の核実験を支持して原水禁運動の分裂を招く。

(第2の転機) 「核と人類は共存できない」に反対し、反原爆運動と反原発運動の合流を妨害＝1973年中ソの核実験に反対する立場に転換するが、今度は石油危機下で「自主・民主・公開の原子力三原則をまもり、安全で放射能汚染や環境の悪化をもたらさぬ原子力発電計画」をつくり、新エネルギーの一環として原子力「開発」に期待し、すでに反原発に取り組み始めた原水禁国民会議との違いを強調して運動再統一のチャンスを逸す。

(第3の転機) チェルノブイリ後の広瀬隆ブーム、高木仁三郎らの脱原発運動を「反科学」と批判し、「原子力の平和利用」を弁証法的唯物論の原理に仕立てあげる＝スリーマイル島・チェルノブイリ事故後も「平和利用」理念に固執、高木仁三郎・原水禁の「脱原発」運動を批判し広瀬隆ブームに冷や水、「未完成技術」論にもとづき「放射性廃棄物をロケットに積んで太陽にぶちこむ」可能性を夢見て、日本の反核運動の分裂を固定化。

(第4の転機) フクシマの悲劇を見ても、なお「平和利用」を唱えるのか？＝存立条件も綱領も変わり、2011年福島原発事故の悲劇を見ても、なお「2、3世紀先の平和利用可能性」(志位和夫・福島瑞穂「老舗」対談)を信仰し続けている。

## 日本における核抑止の受容と抵抗

——核兵器との共存を拒んだ日本の科学者 1954-1975 年——

黒崎輝（福島大学）

本報告ではトランスナショナルなく知として、核時代の戦略概念「核抑止」を取り上げ、日本における核抑止の受容と抵抗を考察する。「被爆国」の立場から非核三原則を「国是」とする一方、米国が提供する核抑止力、いわゆる「核の傘」に依存してきた日本の歩みをトランスナショナル・ヒストリーの視点からとらえ直そうという試みでもある。

この目的のため、世界的に著名な物理学者、湯川秀樹、朝永振一郎、坂田昌一を中核とする日本の科学者グループを考察対象とする。このグループは、トランスナショナルな科学者組織、「科学と世界の諸問題に関するパグウォッシュ会議」（以下、パグウォッシュと略記）の運動に賛同し、その日本におけるナショナル・グループとして活動した。このグループに着目するのは、パグウォッシュ会議や日本社会において、戦争と核兵器の廃絶を訴え、核抑止論批判を展開したからである。本報告は日本グループの核抑止論批判に焦点を合わせて、日本における核抑止の受容と抵抗を考察しようというものである。

まず、パグウォッシュ会議と日本グループについて紹介したい。パグウォッシュ会議は1957年に発足したトランスナショナル科学者組織である。戦争と大量破壊兵器の廃絶を訴えた「ラッセル＝アインシュタイン宣言」（1955年）が、その起源といわれる。同宣言を受け、1957年にカナダの漁村パグウォッシュで東西の科学者を招いて会議を開催し、以後、会議やシンポジウムを世界各地で継続的に開催してきた。冷戦時代には米ソ間の非公式コミュニケーション・チャンネルにもなった。各国でナショナル・グループが組織され、世界的なパグウォッシュ運動へと発展した。1995年にはジョセフ・ロートブラット会長（肩書は当時）とともにノーベル平和賞を受賞している。

日本の科学者はパグウォッシュに、その発足当初から関わってきた。実は湯川は「ラッセル＝アインシュタイン宣言」の署名者の一人であった。第1回パグウォッシュ会議には湯川、朝永、小川岩雄が参加した。日本グループは、同会議後、湯川、朝永、坂田ら物理学者を中心に組織された。以後、日本の科学者はパグウォッシュ運動に関わりながら、日本でも活動を展開した。その重要な舞台となったのは、湯川、朝永、

坂田が日本の著名な科学者・知識人に呼びかけ、「日本のパグウォッシュ会議」として開催した科学者京都会議であった。1962年、1963年、1966年、1984年の4回会議を開催している。1975年に京都で開催されたパグウォッシュ・シンポジウムでは、ホストとしての役目を果たした。

次にパグウォッシュ会議において核抑止が受容された経緯を振り返ってみよう。そもそも原爆誕生以前から一部の科学者は核兵器を抑止の手段とみなしていた。それが原爆開発を正当化する論拠ともなった。戦後、米国の原爆開発に関わった科学者の一部は、原子力国際管理を支持し、運動を展開した。しかし冷戦を背景に米ソ両国は熾烈な核軍備競争を繰り広げ、「熱核時代」「ミサイル時代」が到来した。その結果、軍縮交渉は停滞し、核廃絶は困難との認識が広がった。こうしたなか、米国では戦略研究や軍備管理研究が発展し、多くの科学者が研究に関わった。そこでは、米ソ間に安定した相互抑止状態をいかに実現するか、相互抑止に基づいて軍備管理・軍縮をいかに進めるか、に関心が向けられるようになる。

パグウォッシュで核抑止が初めて議論されたのは1958年開催の第2回会議であった。米国からの参加者が相互抑止に基づく安全保障体制を提案したのである。軍縮交渉の場では1950年代末から1960年代前半の時期、全面完全軍縮（GCD）が主要議題の一つとなり、相互抑止に基づいた軍縮を支持する米国と、核廃棄を優先するソ連が対立する状況がみられた。パグウォッシュでもGCDが議題となり、核抑止をめぐる米ソの科学者の立場の違いが表面化した。しかし、軍縮交渉でソ連が米国の立場に歩み寄ったことを受け、60年代中葉以降、パグウォッシュでは「最小限抑止」——核保有の目的を他国による核兵器の使用の抑止に限定し、相互抑止の安定を維持しながら、できるだけ核兵器を低減すること——が当面の現実的軍縮目標との認識が支配的になる。

ここで1950年代から1960年代前半の日本国内の状況を振り返っておこう。日本社会では1954年3月の第5福竜丸事件後、核兵器に対する拒否感情が醸成され、それは「国民感情」と呼ばれるまでになった。澎湃と湧き起った草の根の原水禁運動は、その表れであった。1955年、原水禁運動の組織化が図られ、原水爆禁止協議会（原水協）が発足し、原水禁運動は「国民運動」へと成長した。しかし、原水協の安保改定反対運動への参加や、運動方針をめぐる内部対立などにより、「国民運動」としての性格を失い、原水協は分裂した。ここで指摘したいのは、当時の日本の原水禁運動では核抑止そのものを批判する議論がみられなかったことである。それどころか、社会主義国の核兵器を抑止力として擁護する主張もみられた。

では日本政府の立場はどうだったか。日本政府は1950年代後半、米ソ両国の核兵器が戦争抑止力となっているとの認識を示すようになった。また、日本への核攻撃に対しては米国の「抑制力」に期待している、との日本政府の立場も国会論議を通じて明

らかにされた。ただ、その「抑制力」に核兵器を含むとは言明されず、その意味で日本政府の「核の傘」依存は「黙示」政策に止まった。それどころか、核抑止という核兵器の使用を前提とした威嚇政策と矛盾する軍縮措置を支持する場面すらあった。1961年に国連総会で核兵器使用禁止決議が圧倒的多数で採択されたとき、米国をはじめ西側諸国の多くが反対するなか、日本政府は原水爆禁止に関する国会決議を踏まえて賛成している。

このような状況の中、日本グループは核抑止論批判を展開し始めた。その生みの親になったのは朝永であった。第2回パグウォッシュ会議に日本人科学者は参加しなかったが、第1回会議参加者の湯川や朝永には同会議の資料が送られてきた。そこには会議の討議要録や提出論文が収められていた。第3回会議に参加予定の朝永は、その準備も兼ねて同資料を教材に若手科学者と勉強会を始めた。この勉強会を通じて朝永は核抑止概念の重要性に気づき、1960年代初めには核抑止論を批判的に検討した論考を発表するに至った。第1回科学者京都会議声明も、第2回会議声明も核抑止論を批判した。その後も日本グループは、言論活動や科学者京都会議の開催を通じて核抑止論批判を続けた。

では、こうして日本グループが日本で逸早く核抑止論批判を展開することができたのはなぜか。そこにはトランスナショナル要因と国内要因が作用していた。先に朝永勉強会に論及したが、彼らはパグウォッシュを通じて当時の先端的な軍備管理や安全保障に関する議論を学習することができた。また、彼らは多くの日本人と反核感情を共有し、核兵器の道義的問題を認識していた。しかも、REMと日本国憲法に通底する脱軍事・脱国家志向の安全保障観を抱き、核抑止は核兵器廃絶、戦争廃絶の目標に背馳すると認識していた。その結果、トランスナショナルな科学者組織を通じた核抑止という〈知〉の拡散は、日本では核抑止論批判という対抗〈知〉を生み出したのである。

その後、日本グループはパグウォッシュにおいて核抑止論批判を展開した。1970年代に入ると、米ソ両国が戦略兵器制限交渉（SALT）を進めたものの、核軍備競争に歯止めがかからなかったこともあり、パグウォッシュでも核抑止に基づく軍備管理の限界が認識されるようになった。こうしたなか、日本で初めてパグウォッシュ公式行事、パグウォッシュ・シンポジウムが1975年8月に京都で開催される運びとなった。日本グループはパグウォッシュの事務局と連携しながら、ホストとして準備に深く関与した。日本グループの要望を受け、同シンポのテーマは「核軍縮の新しい構想」に決まった。

京都シンポジウムで日本グループは核抑止論批判を訴えた。日本グループには、同シンポジウムを機に、パグウォッシュをその原点であるREMの精神に立ち返らせた



い、という強い思いがあった。湯川と朝永は連名で声明「核抑止を超えて」（「湯川・朝永宣言」）を起草し、大多数のシンポジウム参加者から賛同を得た。パグウォッシュの運営方針に従い、同宣言はパグウォッシュの公式文書として扱われることはなかったが、パグウォッシュ事務局長バーナード・フェルドが編集長を務める『原子科学者会報（Bulletin of the Atomic Scientists）』誌に掲載され、世界の科学者の目に触れることになった。しかし、パグウォッシュで核抑止論の見直しが本格化するのには、冷戦後のことであった。

一方、日本は京都シンポジウムが開かれた頃、核抑止力への依存を深めていた。1968年1月、佐藤栄作首相は核四政策を表明し、米国の核抑止力への依存が日本政府の「宣言」政策になった。自民党政権は「核の傘」依存政策を堅持し、多くの国民はそれを黙認した。背景には、保革対立の構図の下、日米安保体制と「核の傘」の是非が一体として議論される傾向があり、自民党政権が存続する限り、日米安保体制も「核の傘」依存も続くという日本の政治状況があった。日本グループの核抑止論批判が日本社会で広く受容されれば、政策転換が図られるという状況ではなかったともいえよう。とはいえ、人類、そして日本が核時代とどう向き合ってきたかを問い直すとき、日本グループがパグウォッシュで核抑止論の知的ヘゲモニーに挑戦を続けながら、言論活動を通じて日本の科学者、市民の啓発に努め、普遍的な訴求力を持つ「反核の論理」を構築し、日本国内外に向けて対抗〈知〉を発信したことは注目に値する。そしてここに、核時代を生きる我々が日本グループの足跡を振り返る今日的意義もある。

## 戦時性暴力とグローバルな〈記憶〉の共同体

金 富子 (KIM Puja)

1998年7月に、重大な国際犯罪を裁く常設の国際刑事裁判所（ICC）を設けるための「ローマ規程」が、120カ国の賛同を得て採択された。同規程第7条には「(g)強姦」とともに「性的奴隷」が「人道に対する罪」として明記されたが、その直接の原動力となったのが、性奴隷制として国際的に知られるようになった日本軍「慰安婦」問題である。それは1991年8月に韓国在住の元「慰安婦」金学順が沈黙を破って歴史的なカムフラウトをしたのち、同年12月に来日して日本政府を相手に補償を求める裁判を起こしたことから始まる。

以下では、1990年代の被害女性のカムフラウト以降、日本敗戦後半世紀の凍りついた〈記憶〉がどのように溶け出してグローバルな〈記憶〉になっていったのか、そ

の経緯と背景、意義、そして日本社会の〈知〉のあり方について、みていきたい。

### 1. 1990年代と「慰安婦」問題 ～〈記憶〉の脱構築とグローバル化～

なぜ1990年代に「慰安婦」問題が登場したのか。第1に、1980年代後半のアジアの民主化と冷戦崩壊である。1986年フィリピンで、1987年韓国で、同年台湾で、次々と一定の民主化が達成されたことが、強権体制下で封印された戦争及び植民地支配への責任追及を可能にした。第2に、それを受けて韓国では民主化運動を担った女性団体・個人が「慰安婦」問題の解決を求める運動を起こし、金学順のカミングアウトを促した。彼女の証言と訴訟が、アジア各国の被害者たちの同時多発的なカミングアウトへと連鎖した。

第3に、これに衝撃を受けて、加害国日本で軍閥と資料の発見・兵士の証言が次々に公になった。1992年1月、日本史研究者吉見義明による軍閥と資料発見が報道されると、日本政府は軍閥と資料を初めて認め、さらに二度の調査に基づき強制性を認めた「河野談話」（1993年）を公表した。市民団体も「従軍慰安婦110番」等で、元兵士の証言を収集した。第4に、性暴力の廃絶を求める1990年代グローバル・フェミニズムの展開である。ウィーン世界人権会議（1993年）、国連総会決議「女性への暴力撤廃宣言」（同年）、北京世界女性会議（1995年）などの一連の流れがそれである。また1993年・94年旧ユーゴ（ICTY）・ルワンダ（ICTR）の国際刑事法廷では、強かんが「人道に対する罪」として独立に起訴され、戦時性暴力の処罰化が国際的な潮流になった。「慰安婦」問題に関する国連の報告書として、「女性への暴力特別報道官」クマラスワミ報告（1996年）、マクドゥーガル報告（1998年）が知られているが、国際社会は「慰安婦」制度を「裁かれるべき戦争犯罪」と断罪した。

とりわけ被害女性の証言とグローバル・フェミニズムが相互作用したことが決定的であった。被害女性の証言によって具体的で多様な性暴力被害のあり様が明らかにされ、加えて研究者・市民の協働により公文書史料の発掘、加害兵士の証言発掘、「慰安婦」など戦時性暴力訴訟が行われた。それらに促されたジェンダーの視点による歴史的事実や国際法の解釈の見直しにより、封印された〈記憶〉と従来の「知」に対する画期的なパラダイムシフトが起こり、それまでの「戦場売春」概念（千田夏光『従軍慰安婦』1973年）また「戦争に強かんはつきもの」という認識から、「戦時性暴力」「性奴隷」概念、さらに「処罰されるべき戦争犯罪」であるというグローバルな〈記憶〉の共同体がつくられていった。

### 2. 女性国際戦犯法廷という実践 ～グローバルな〈記憶〉の共同体への協働～

1990年代の被害者が求める真相究明と法的責任への対応を通じて、市民・研究者の

グローバルなネットワークが形成された。その集約が、2000年12月に東京で開廷された民衆法廷「日本軍性奴隷制を裁く女性国際戦犯法廷」である。法廷には、八カ国（韓国、北朝鮮、中国、台湾、フィリピン、オランダ、インドネシア、東ティモール）から参加した被害女性64名をはじめ各国検事団、海外・日本の傍聴者、日本・海外のマスコミで、連日満席であった。

法廷の審理（8～10日）は、首席検事が共通起訴状を朗読した後に、各国ごとの検事団のプレゼンテーションに移った。このなかで被害者（サバイバー）本人・ビデオによる証言、証拠展示、裁判官質問が行われ、各国の合間に専門家証人、日本軍元兵士証言が盛り込まれた。招請に応じなかった日本政府の見解は、アミカス・キュリー（法廷助言者）が代わりに陳述した。判決日（12日）、国際法の世界的権威によって構成された判事団は、当時の**国際法に拠って**、「昭和天皇の有罪」「日本政府に国家責任」という判決（＝正確には「認定の概要」）を下した。1年後に下されたハーグ判決では、国際法の現代的段階に照らした戦時性暴力の入念な検討により、「慰安所」制度への詳細な事実認定と法的分析を行い、日本軍に対し「人道に対する罪としての強かん」と性奴隷制を実行した」と認定した。

加害国女性の提案と被害国女性との連携、被害・加害国に属さない女性コーカス、国際法学者・歴史学者の協力（男性を含む）という「グローバルな市民」の協働によって、加害国日本で加害国軍隊の戦争犯罪を裁く法廷を開いたことは、「慰安婦」問題の法的解決を望むグローバルな〈記憶〉共同体が結成されたことを象徴する歴史的な事件であった。

### 3. 2000年代日本の「慰安婦」問題バックラッシュ ～グローバルな〈記憶〉へのナショナルな反動～

ところが前述の「河野談話」で示された、日本政府の「永く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意」は、長続きしなかった。

まず教育に関して、「河野談話」により1997年度から中学歴史教科書すべてに「慰安婦」問題が記述されたが、その記述の削除を求める歴史修正主義が日本社会・政府で勢力を増し、ついに2006年度の中学歴史教科書の本文から「慰安婦」記述が一斉に消去された。

次に見逃せないのはメディアの「慰安婦」問題に関する自主規制である。とりわけ女性国際戦犯法廷を取り上げ改変されたNHK番組に関して、政府高官の政治圧力の有無をめぐって裁判になったが、その過程でNHK番組チーフ・プロデューサーの内部告発により政治圧力が明らかになった。ネットでは「慰安婦」否定論が大勢を占め、かつて「慰安婦」問題を取り上げた「リベラル派」も自らタブー化していき、アカデ

ミズムも含めて「慰安婦」問題をなかなか公論化できない状況がつくられた。

2000年代にナショナリズムが高揚した日本社会では、「慰安婦」問題を再び〈記憶〉の彼方に封じ込めようとするバックラッシュが顕著になり、一定の成功をおさめた。それは市民たちによる「慰安婦」展示などに直接的な妨害行動をするヘイトクライムと言うべき動きへとつながっていった。

#### 4. ナショナルな〈記憶〉へのグローバルな〈記憶〉共同体の対抗

しかしながら、日本国内で〈記憶〉の抹殺が成功したかに思われた瞬間に、日本国外では1990年代を通じてグローバルに構築された〈記憶〉共同体が対抗的に作動した。

まず2007年1月にアメリカ下院外交委員会にマイク・ホンダ議員（日系）らが中心となって、日本政府に「慰安婦」問題の謝罪を求める121号決議案が提出された。NHK番組に圧力をかけたと目された政治家は首相になっており、同年3月に国会などで「官憲が家に乗り込んで人さらいのように連れて行くような強制性はなかった」「米国内閣の決議があっても謝罪しない」などと述べた。しかし、この発言はアメリカのマスコミに叩かれ、同年4月には日米首脳会談でブッシュに謝罪した。

同年6月に自民党など国会議員らが「慰安婦」の存在を否定する有料新聞広告「The Facts」が掲載されたが、火に油を注ぐことになった。7月末に「20世紀でも最大の人身取引事件の一つ」「明確かつ曖昧さのない形で正式に認め、謝罪し、歴史的責任を受け入れるべき」とする同決議案が下院本会議で採択された。アメリカでは、保守派でさえも「慰安婦とされた女性たちが強制されたかどうかは関係ない。日本以外では誰もその点に関心はない。問題は慰安婦たちが悲惨な目に遭ったということであり、永田町の政治家たちは、この基本的な事実を忘れてる」（ブッシュ前政権で国家安全保障会議上級アジア部長を務めたマイケル・グリーン）の発言、『朝日新聞』2007年3月10日という認識なのである。同様の動きはオランダ下院本会議、カナダ下院（11月）、欧州議会本会議（加盟27カ国、12月）での採択へと広がり、2008年に韓国国会、台湾立法院でも決議された。日本で大阪・宝塚市、東京・清瀬市、北海道・札幌市など、日韓で35以上の市町村議会での決議へと広がった。

しかし、こうした潮流に後ろ向きなのが、日本政府である。2000年以降に、他党とともに「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」を提出してきた民主党は、2009年に政権党になったにもかかわらず、「慰安婦」問題のスルーを続けている。これに対し韓国では、2011年8月に憲法裁判所が、「慰安婦」問題に関して韓日請求権協定第3条が定める手続きをしない外交通商部長官の不作为は違憲とする「決定」が下された。これにより韓国政府はその解決を積極的に日本政府に求める外交に転じ、12月の韓日首脳会談でも李明博大統領が就任以来初めてこの問題を取り上げ、「優先的

解決」を求めた。野田首相は「決着済み」と譲らず、ソウル日本大使館前に設置された平和碑の「撤去」を求めた。

おわりに

1990年代に浮上した「慰安婦」問題をめぐって、この20年間に戦時性暴力の連鎖を絶つためのグローバルな〈記憶〉の共同体が構築された一方で、〈記憶〉をめぐって国際社会と日本社会（とりわけ保守派）との内外格差が浮き彫りになった。

1992年1月から始まった日本政府に解決を求めるソウル日本大使館前の水曜デモは、2011年12月14日に1000回を数え、2012年春の現在も続いている。「慰安婦」問題は、“戦争と植民地支配を背景に踏みにじられたアジア各国の女性の人権”に対する無関心という日本社会の〈知〉のあり方を、現在も問い続けている。

## グローバル化と新自由主義

伊藤正直（東京大学）

はじめに

- ・ マネタリー・エコノミーのリアル・エコノミーに対する優位

Adjustable-peg system としての IMF-GATT 体制の崩壊→変動相場制＝基軸通貨の動揺

長期的には、持続的に価値を下げ続けている通貨が、短期的には、最も低コストで効率的で安全な通貨となっていること

Wall Street-Treasury Complex

金融グローバル化、証券化、デリバティブ、ALM

- ・ 非市場領域（教育、環境、社会保障、社会インフラ＜公共＞）への市場の浸透  
市場主義と市場化、グローバリズムとグローバル化、リバタリアニズムと自由化
- ・ 言説として支配的なものとなった「新自由主義」  
市場の効率性、合理性、公正性という観念の共有

### 1 グローバル化をどうみるか

＜グローバリズム＞ 開かれた競争的なグローバル市場の拡大は、貿易や対外投資を増大させ、技術移転を容易にし、雇用機会を拡大することを通して、経済成長と人間の前進を可能にする、グローバル市場拡大のプロセスで、モノやサービスの交流が

拡大し、非効率な部分が縮小し、全体の経済厚生が上昇する、開発経済学におけるトリックルダウン理論もこの一種（大企業や社会的上層が初発的利益を得たとしても、その余滴が雨だれのように中小企業や社会的下層にも落ちていって、全体として豊かになっていくという考え方）。

<反グローバリズム> 現在進行しているグローバル化は先進国及び先進国企業による形を変えた植民地支配である、グローバル化が進むことによって、地域経済が破壊され、自立的な地域経済循環が分断され、先進国経済と線で結ばれることによって社会秩序が崩壊していく、豊かな者と貧しい者の格差が広がり、貧困が増加し、最終的には難民が多数発生し、暴力や自然破壊によって社会そのものが壊されていく、したがって、必要なことは、グローバル化の勢いをとにかく力づくでもいいから止めること。

<中立論> グローバル化の問題はグローバリゼーションそのものにあるのではなくそれをどのように進めるのかにあり、経済と社会についての特定の観念によってつくられた偏狭な思考パターン、すなわちワシントン・コンセンサスに見られるような偏狭な見方が事態を悪化させている、この主張の代表者は、かつて世界銀行の副総裁であり、二〇〇一年に「情報の経済学」についての功績でノーベル経済学賞を受賞したスティグリッツ(J. Stiglitz)。彼は、「(グローバル化は) イデオロギーの問題ではなく、経済発展の中で不可避免的に進行していくものである。多国籍企業の個別的な強欲だけがグローバル化を促進しているのではない。システムそのものが、そういう段階に発展していくのだ」と把握する。ここから、「より貧しい人々、貧しい国々、被支配層にとって、出来る限り矛盾がないようにグローバル化を進めていくべきである」、「主流派の考え方はひとつの先進国支配層イデオロギーであり、反主流派の見方も被支配層イデオロギーである。共に、経済と社会の在り方についての特定の観念によって作られた、観念先行の思考パターンが生み出したイデオロギー的理解だ」という両者への批判が出てくる。

## 2 ワシントン・コンセンサスと IMF コンディショナリティー

### <ワシントン・コンセンサス>

・John Williamson(IIE)が、1989年に行った Washington Consensus についての10の定義

- 1 財政赤字の是正
- 2 補助金カットなど財政支出の削減
- 3 税制改正
- 4 金利自由化
- 5 競争的為替レート
- 6 貿易自由化
- 7 直接投資受入れ自由化
- 8 国営企業の民営化
- 9 脱規制
- 10 所有権法の確立

・ワシントン・コンセンサスは、次第に、市場原理主義や新自由主義と同値されるよ

うになり、これに対して、ソロスやスティグリッツが批判を行ったが、ウィリアムソン自身は、ワシントン・コンセンサスと「資本自由化、マネタリズム、供給の経済学、小さな政府とは同じではない」と主張（2002）している。

・多くの論者は、ワシントン・コンセンサスは、1970年代にケインズ主義の退場によって登場し、80年代に広がり、90年代に最強となり、2000年代に入って終焉を迎えた、あるいは2008-09年のグローバル金融危機まで生き延びたと主張している。2009年のロンドンG20で、英首相のブラウンは、「旧来のワシントン・コンセンサスは終わった」と述べた。

#### <IMF コンディショナリティー>

・IMFによる融資を受ける場合、当該国政府はその経済・財務政策の遂行を約束しなければならない。これがコンディショナリティーといわれる制約条件。コンディショナリティーは、貸付金が借入国の経済問題を解決するために使用されること、また融資を必要としている他の国にも資金が巡るよう迅速な返済が行われることを保証している。各国が力強く効果的な政策の増進を図れるように、近年IMFは融資に関するコンディショナリティーに焦点を合わせ、その合理化に努めてきた（IMF）。

#### <近年におけるコンディショナリティーの発展>

1950年以降、IMFの原資の用途は政策条件を前提としてきたが、正式なガイドラインは1968年になるまで未策定。1980年初めまで、IMFのコンディショナリティーは概ねマクロ経済政策に焦点が合わされたが、その後IMF信用供与に関する構造的パフォーマンス基準の複雑度と領域が大幅に増加した。このことにより、コンディショナリティーは供給サイドの経済成長の基盤強化を目的とした施策の必要性が強調されると同時に、特に構造的問題が深刻な過渡期にある低所得国に対するIMFの更なる関与を反映することとなった。近年、IMFは基金援助を受けているプログラムの効果増大を目的としたコンディショナリティーの大幅な見直しを国民参加型の協議プロセスとして実施してきた。このプロセスを通じIMFは経済政策プログラムが成功するためには強固な国家基盤が必要であると認識している。つまり、当該国固有の状況や政治指導者と市民社会による実行可能な政策の選択を考慮する必要→IMFはこれまで以上に融資条件に焦点をはっきりと絞り、コンディショナリティーの目的を明確にし、経済支援を必要としている国に対して政策の代替案に関し柔軟かつ敏感に対応するように変化した（IMF自身の評価）。

#### <アジア通貨危機以降>

・IMF資本自由化論争

スティグリッツの“one size fits all” policy という批判  
個別対応と漸進主義への「転換」

- ・自由な資本移動が資源配分の効率化に繋がらないとされる根拠
  - i. 金融取引において情報が不完全で非対称的であり、投資家は返済の確率が分からない
  - ii. 特定の産業が政策により保護されていれば、されていない産業に投資が集中する
  - iii. 各国で資本収入への税率が異なる。そのため、資本の生産性とは無関係により税の低い国に資本が集中する。

#### 資本規制擁護派の主張

- ・小国にとっては資本規制によって為替の安定化を量る必要がある。
- ・国境を超えた資本取引は市場に完全に任されるべきではない。

#### 資本規制の機会費用

資本自由化が漸進的に進むとき、一部の取引形態のみ自由化され、他の形態は規制が残るような状態となる。このとき、規制の残る取引形態から自由化された形態へ資本が流れる。これが資本規制の機会費用である。

自由な資本移動が効率的な資源配分に寄与するかどうかは、過去数十年間、「資本の開放度と経済成長の間に有意な正の関係があるか」という問題に関して、多くの実証分析の対象とされてきたが、確たる結果を出すに至っていない。(高木信二「国際資本移動」『国際金融理論』p. 158、2008)

#### <リーマン・ショック以後>

- ・G20（金融サミット）

#### 先進国間の路線対立の顕在

財政支出拡大・景気回復優先という米の主張と、金融規制強化・金融システム安定優先という独仏など欧州の主張の乖離→グローバル・ガバナンス、グローバル・ルールについての見解の対立（「金融安定化理事会(FSB)」の役割や協調介入についての見方等）

#### 先進国の国内危機への対応の不十分性

財政危機、国債暴落への対応と国際政策協調の乖離

#### 新興工業国の発言権の増大

ドル価値の維持のための措置

- ・現在進行中の事態

#### 基軸通貨としてのドルの後退

ドル価値の減価はアメリカ経済のファンダメンタルズに規定された構造的なもの

ドルの地位の低下に見合うかたちでの国際通貨システムが作られない限り金



融危機は必ず再発

金融危機の実体経済の悪化への直接的反射

米における雇用危機、欧州における財政破綻、共通する格差拡大

「基軸と周辺」あるいは「中核と衛星」といった垂直的なあるいは同心円的な構造の衰弱

BRICS とイスラミックパワー

一国主義 unilateralism・二国間主義 bilateralism への傾斜

監視、管理、規制、制御の有効性の低下

グローバル化による国家的規制の限界の露呈

国際機関の機能低下

情報のグローバル化

「監視と監視逃れ」という“いたちごっこ”が時間的に短縮化して進行

### 3 新自由主義の受容

- ・新自由主義が受容されるとはどういうことか

新自由主義の「理念」を受け入れる

新自由主義の「理念」から導出される政策を受け入れる

体系的・全面的受容と部分的・限定的需要と

新自由主義の「理念」から帰結する政治的・経済的・社会的制度を受け入れる

国内的制度と国際的制度

G20 に参加している国際機関（あるいはその打ち出す政策）は新自由主義的か

国際連合、国際通貨基金（IMF）、世界銀行、金融安定理事会（FSB）、

経済協力開発機構（OECD）、世界貿易機関（WTO）、国際労働機関（ILO）

- ・同意の調達

新自由主義化にとって政治的にも経済的にも必要だったのは、差異化された消費主義と個人的リバタリアニズムの新自由主義的ポピュリズム文化を市場ベースで構築すること (David Harvey, 2007) → 新自由主義とポストモダンの親和性

では、先進国ないし中枢国以外では、新自由主義は受容されていないのか

→ 成長観念、競争観念、健全財政観念の受容

「背に腹は代えられない」としてのみ、コンディショナリティを受け入れた訳ではない

- ・新自由主義の「諸類型」の存在

アングロサクソンの新自由主義

大陸ヨーロッパ的新自由主義

## 新興工業国的新自由主義

- ・新自由主義におけるインターナショナリズムとナショナリズム

おわりに

- ・「新自由主義」とは何であったのか、また、何であるのか

出自としての否定的反対物

反福祉国家、反ケインズの総需要管理政策、経済学の反革命

新古典派主流経済学によって基礎付けられた社会経済理論とそれを前提とした政治的実践の体系。市場志向型の制度枠組の存在（民間企業の効率性、自由貿易、開放された市場）こそが、経済厚生を最大化し、適正な経済成長を実現するという思想。政策的には、自由化、市場化、民営化、脱規制、証券化、国際化、小さな国家などを指向する。

自由という価値規範の絶対性

近代資本主義が持っていた価値概念の体系性が独占、金融資本、帝国主義国家の登場によって失われていくなかで、自由、平等、友愛、民主主義といった諸規範がトレードオフの関係に立った時、「アトム化された経済主体」という観念を使いながら、経済主体の自由を最優先する形で政策実践を行うもの

それゆえ、理念としては「市場原理主義」であるが、実践においては「市場原理主義」ではない

→国家介入を是認する「自由主義」

- ・古典的自由主義の世界あるいはケインズ主義の世界との客観状況の相違

古典的自由主義とは異なった段階、帝国主義段階とも異なった段階

19 世紀中葉 ロック・ベンサム・スミスの世界

20 世紀中葉 ケインズ・フォード・ベバリッジの世界

金融によって主導されたグローバル化という段階

=金融は、生産の社会的限界という限界を持たない

（ただしマネタリストは貨幣数量説=貨幣ヴェール観だからこうした認識はもたない）

実需の世界からの通貨の飛翔

リスク・ヘッジとリスク・テイクの自己実現的・相乗的拡大

=「暴走する資本主義」「カジノ資本主義」の内実

「基軸と周辺」「中核と衛星」という構図の崩壊

特に BRICS の対抗力としての登場

- ・新自由主義と新保守主義あるいは新しい権威主義との結合？

「埋め込まれた (embedded) 自由主義」の放棄→「個人的利益のカオス」→保守主義による道徳的統御

市場での個人的自由＝自己責任原則→民主主義的統治への嫌悪と制限→専門家(エリート)による統治

- ・古典的自由主義の「健全性」の放棄

「正義は……大建築の全体を支える主柱である」、「公共的為政者は、正義という徳性の実践を強制するために、公共社会の力を使用する必要に迫られる。この予防手段がなければ、市民社会は……流血と無秩序の場面となったであろう」(『道徳感情論』)

「市場」がそれ自体として「規律付け」のメカニズムを内包するという考え方は、歴史的にはひとつのイデオロギーに過ぎない。市場こそが、「正義による規律付け」を必要としている。

<参加記>

午前の部

中村 江里 (一橋大学大学院博士課程)

同時代史学会の設立から 10 回目を迎える 2011 年度大会は、「原点回帰」が意識されたテーマ設定であった。2001 年の 9.11 テロとそれに続くアフガニスタン戦争という時代状況の中で生まれた同時代史学会は、設立にあたって国境の壁を超えた同時代史の構築を設立趣意書に掲げている。今回のテーマである「越境する知と日本」もまた、グローバル／トランスナショナルヒストリーの中に日本を位置づける取組みであったと言えよう。

以下では、「マルクス主義と戦後日本の知的状況」をテーマにした午前の部で行われた加藤哲郎氏(早稲田大学)の報告「日本マルクス主義はなぜ『原子力』にあこがれたのか」について紹介する。なお、午前の部では崎山正毅氏(立命館大学)も「『研究』と『運動』の距離：マルクス主義と戦後日本の知的状況」という報告を行う予定であったが、体調不良のため欠席されたことを付記しておく。

加藤氏は報告の冒頭で「日本のマルクス主義者から高木仁三郎・小出裕章が生まれなかったのはなぜか？」と問いかけた。この問いの背景には、日本の反核運動は、福島原発事故まで核兵器には反対できたが原子力に対しては大きなうねりとならなかったこと、そして反原発運動は世界的にマルクス主義以外の運動から生まれてきたことに対する加藤氏の関心がある。加藤氏自身もこれまで核兵器については研究してき

たが、原子力の平和利用や原発については今回の原発事故を機に関心を持つようになったと言う。

報告の内容は多岐にわたるものであったが、主な論点は日本のマルクス主義政党である共産党の「原子力」観の変遷であり、とりわけ共産党が社会主義における原子力の平和利用を肯定する上で「伝道師」の役割を果たしたとされる武谷三男に焦点が当てられた。

日本における核エネルギー利用の開始は、1941年の日本陸海軍における原爆開発（二号研究・F研究）まで遡るが、共産党と原子力を考える上では、1946年11月の『前衛』に「日本共産党科学技術部」として武谷三男が書いたと言われる（本人は否定している）「日本の科学技術の欠陥と共産主義者の任務」がまず重要であると加藤氏は指摘する。これは「32テーゼ」の科学技術分野版であるが、このテーゼ以後、共産党は、資本主義だから原子力発電はうまく行っていないが、社会主義ならば大丈夫だという立場を取る。また武谷は、1947年『日本評論』に書いた「原子力時代」の中で原子爆弾の「反ファッション科学としての性格」を主張した。

そして、1949年8月ソ連の核実験成功により社会主義国も初めて核を持つと、徳田球一「原子爆弾と世界恐慌」（原爆パンフ）が出され、今日まで続くマルクス主義の原子力の平和利用論の原型を作ったと加藤氏は指摘した。徳田は、独占資本主義のもとで原子力を動力源として使うと電力の価格が安くなって世界恐慌が起り、原子力の平和的な導入ができないが、社会主義のソ連では原子力による開発によって生産力も飛躍的に向上すること、また、ソ連が核を持ったことでアメリカは核を使えなくなるという抑止力の論理を論拠として、「ソ同盟においては原子力の平和利用が可能」とであると論じた。

1950年以降、党分裂によって共産党の科学界への影響力は低下していたが、民主主義科学者協会とその影響下にある日本学術会議で、「自主・民主・公開」という武谷三男による原子力平和利用三原則が認められ、自然科学者・核物理学者への武谷三男の影響力も大きかったと加藤氏は主張する。こののち科学者の分裂があり、マルクス主義科学者は影響力を持ちえず、平和利用三原則は主張できたが、中曽根康弘・正力松太郎らによる原発推進の動きに乗せられていった。

一方、武谷三男自身は、1956年六全協スターリン批判・ハンガリー事件によって「米の核もソ連の核も同じ」とソ連の核実験を批判するようになったが、共産党は社会主義における原子力の平和利用の可能性という立場をその後も頑なに維持した。1970年代には森瀧市郎の「核と人類は共存できない」に共鳴する社会党と原水禁との対立を招き、さらに1980年代の敦賀・チェルノブイリをはじめとする原発事故の際にも共産党の立場は変わらず、2011年8月においてもなお共産党は「2、3世紀先の平和的利

用可能性」という立場を取ったと加藤氏は指摘する。

コメンテーターは安田常雄氏（国立歴史民俗博物館）で、戦後マルクス主義が普通の人びとの暮らしとどのような接点を持ったかという論点が出された。また、議論の中では、一部の知的空間に限られていたマルクス主義に比べて遥かに大きな影響力を及ぼした近代主義やエコロジーについて、緑の党のような政治勢力を有していた西ドイツと日本の反原発運動の比較についてなどが論じられた。加藤氏の報告では、マルクス主義の原子力への「あこがれ」が豊富な史料によって提示されており、限定的とは言え戦後の思想空間で大きな影響力を有していたマルクス主義と原子力の関係が明らかになった点で大きな意義があったと思う。議論でも出た通り、問題はマルクス主義だけなのかという問いは当然成り立つと考えるが、日本の反原発運動の相対的な「弱さ」を歴史的に明らかにする必要があるという加藤報告の根本にある問題関心には深く共感した。

## 午後の部

### 上原こずえ（東京大学大学院）

午後の部では「知のトランスナショナル・ヒストリー」をテーマに、黒崎輝氏（福島大学）による「日本における核抑止の受容と抵抗」、金富子氏（東京外国語大学）による「戦時性暴力とグローバルなく記憶」の共同体、伊藤正直氏（東京大学）による「グローバル化と新自由主義」の三報告があった。討論者には、岩崎稔氏（東京外国語大学）、五野井郁夫氏（立教大学）を迎え、活発な質疑応答と、全体討論が行われた。ここでは主に、討論者からのコメントを中心に展開した議論、全体討論、筆者の午後の部全体の感想を述べる。

岩崎氏は、伊藤報告で提示された新自由主義が日本において展開され、社会問題として認識されるようになった約 20 年の過程と、金報告で提示された「慰安婦」をめぐるグローバルなく記憶>に対する「新しいナショナリズム」などの歴史修正主義者からのバックラッシュが引き起こされてきた時期を重ね合わせ、新自由主義と新しいナショナリズムの「共犯関係」を同時代的な問題としてどう提示するかが課題であると指摘した。さらに、「核抑止」と「核廃絶」という一見対照的な議論が、いかに相互に関連しながら展開してきたのかに関する黒崎報告を、午前の部の加藤哲郎氏の報告に重ね、1970-80 年代、なぜ日本ではドイツと違い脱原発の政治の流れをつくり出せなかったのか、それがどのように妨害されてきたのかを構造的に検証していく必要があるとした。

五野井氏は、伊藤報告の「埋め込まれた自由主義」の視点——国際的トレンドがあ

る一方で国内的には例外状況が成り立っている状況——を黒崎・金報告に通底する問題として指摘した。黒崎報告について言えば、第二次世界大戦後の国際社会においては「核抑止」が支配的趨勢としてある一方で、国内では「非核三原則」や「反核」の論理が例外的に成り立つ状況があった。また金氏の報告については、法的責任や賠償、記憶の継承などをめぐる国際的趨勢がある一方で日本国内では(特に2000年代以降)、歴史修正主義論者によるバックラッシュがあった。その上で伊藤氏にはリーマン・ショック後に新自由主義の見直しが始まっているのではないかと、黒崎氏には70年代の「反核の論理」が現在に受け継がれていない理由を問い、金氏には国民基金解散をめぐってなされた大沼保昭氏の「慰安婦」問題に対する発言(「優れた国、世界に誇るべき数々の美点をもつ日本が、たまたまある時期犯してしまったひとつの過ち」と同氏の韓国の女性運動に対する「反日ナショナリズム」批判との関連についての説明を求めた。

これらのコメントに対し、各報告者は主に次のようにリプライした。黒崎氏は、科学者の核問題に関する発言やアプローチのあり方が、国際／国内政治の権力構造とどう相互に影響し合っているのかを明らかにする必要性を述べた上で、日本において反核の論理が受け継がれていない背景として、研究者らの社会問題への取り組みの弱まり、NGO等の団体に対する市民からのサポートの欠如の問題があると指摘した。また金氏は、大沼発言に関して、韓国の女性団体が国民基金を受け取らなかったのは、それが「補償」ではないことが理由であり、したがって同氏がそれを「反日ナショナリズム」に起因すると論じたことが問題であったと補足した。また菅元首相談話の問題点としては、日本の植民地支配を謝罪し文化財返還に取り組むことを表明しながらも「慰安婦」問題については一切言及しなかったことに問題があるとした。最後に伊藤氏は、現在の新自由主義が19世紀中葉のロック・ベンサム・スミス、20世紀中葉のケインズ・フォード・ベバリッジという「トライアングル」のような安定的な政治哲学ではないとし、だからこそ不安定な構造でありそれ故に暴走している、安定的政治哲学としての「トライアングル」が形成されるまで、新自由主義に代わる次の局面はあらわれないとの考えを述べた。

全体討論においては次のような論点が出された。黒崎報告に関しては、パグウォッシュなどの国際科学者組織における権力構造や、国際情勢が核抑止論批判の拡大や浸透にもたらす影響、金報告に関しては、韓国や日本をはじめとする東アジアの「知識人」間のトランスナショナルなネットワークの役割と課題や、韓国におけるニューライト台頭の問題、伊藤報告に関しては、新自由主義のボーダレス性と国民国家的な制約がいかに交錯しながら展開するかについて議論が及んだ。

最後に若干の感想を述べたい。午後の部全体の議論から見えてくることは次のよう

な点であろう。1980年代以降の日本における新自由主義の台頭は、福祉や地方財政の切り捨てを推し進め、社会不安を増大させると同時に、核抑止を伴う日米安保の維持とそのため軍費の拡大を黙認させてきた。しかしそれはまた、戦後の平和教育や戦争体験の記憶の継承のあり方、軍隊や戦争を拒否する思想があらためて問われる契機ともなり、その際、グローバルな知の移動とひろがり果たす役割はきわめて大きかった。2008年のリーマン・ショックによって新自由主義の限界が明らかとなった。また、3.11に始まる大震災とその世界への余波は今後も続いていくだろう。そのようななかで、軍産複合体制を批判し、軍隊や戦争を拒否するためのトランスナショナルな知の模索と構築が、今なお課題であると感じた。

---

### 第3回関西研究会彙報

原山浩介氏の『消費者の戦後史——闇市から主婦の時代へ——』（日本経済評論社、2011年）を対象とした書評会を開催し、野田公夫氏と村上潔氏が書評を行った。

野田氏は、生産側の研究に対してこれまで未開拓であった同書の消費者研究の意義を商品化の魔力という論点とともに整理し、高度成長下における消費者をめぐる運動の位置づけと理論的達成を評価した。一方、同書が掘り下げた闇市研究や生協集団の「固有の意味」のポテンシャルが、「消費者運動と高度経済成長の共犯性」という結論によって見えづらくなった問題や、日本の「労組なき民主的挙国体制」をドイツ等と比較する視座を提起した。

村上氏は、同書の第5章で扱われた1970年代の有機農業運動以降の時期を主対象にして、消費者が企業・社会に取り込まれる問題とパラレルなものとして「主婦」・ワーカーズ・コレクティブ・就労困難者における市民運動志向と生存運動志向の両層に存する課題と展望を示し、同書のもつアクチュアリティを照射した。

討論では、東日本大震災後の消費者の意識・状況、鳥取県米子市の西部生協の実態、産業に対する阻害要因としての消費者の位置づけ、女性が消費者として呼応した問題、本書で記述が薄かった1960年代の描写等について、著者の原山氏の応答を含めて議論が交わされた。（文責根津朝彦）

## 編集後記

---

東日本大震災から、一年が経過した。癒やされることのない地震と津波の傷跡や、原発事故・放射能問題は、現在進行形で我々に多くの問題を突きつけている。それをどのように、同時代史研究者は直接・間接的にそれらの課題を引き受けることが出来るのだろうか。今回のニュースレターを編集しつつ、それぞれの文章から、その1つの方向性を垣間見た。

今号では、第3回関西研究会彙報を掲載している。関西研究会が、再開の軌道に乗りつつあることを示す内容となっている。研究会を支える方々の、熱意、御苦勞が想像できる。関西や、その近隣に在住する会員、研究者の方達の研究交流の場として、今後その存在感が増していくことであろう。(岡本公一)

同時代史学会 News Letter 第20号

発行日 2012年3月25日

同時代史学会

連絡先：〒157-8511 川崎市多摩区東三田2-1-1

専修大学経済学部 永江雅和研究室

Tel/Fax 044-911-0564      [nagae@seijo.ac.jp](mailto:nagae@seijo.ac.jp)